

各総合振興局・振興局社会福祉課長 様

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から通知がありましたので、貴管内市町村（政令指定都市及び中核市を除く）、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所宛て周知願います。

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2）」に係る取扱いの詳細については、北海道教育委員会で検討中のため、詳細が決まり次第、情報提供します。

なお、市町村は独自に休業要請する場合や幼児児童生徒が新型コロナウイルスに感染することをおそれ事業所を欠席する場合について、保護者へ丁寧に説明いただくとともに、事業所に対しては、その場合の報酬請求等詳細の取扱いについても示すなど連携して対応していただくようお願いします。

○添付通知

- ・新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（令和2年2月27日付け事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知）
- ・新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その2）（令和2年2月28日付け事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知）
- ・新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）（令和2年2月28日付け事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知）

○参考添付

- ・新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（令和2年2月28日付け事務連絡 北海道教育庁学校教育局長通知）

制度グループ 小泉
内線 25-727